

## 農家民宿等に係る飲食店営業許可取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「規制緩和等の対象となる農家民宿等の開設資格に関する確認要領（以下「確認要領」という。）」第4条に基づく確認を受けた農家民宿等において営業を行う場合に、「食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例（平成12年京都府条例第5号、以下「府条例」という。）」第4条第2項に基づく施設基準の緩和の適用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象)

第2条 この要領に基づき施設基準の緩和適用を受けることができる許可業種は飲食店営業とし、宿泊者に対してのみ食事を提供するものを対象とする。

なお、宿泊者以外への食事の提供や営業者とともに宿泊者が共同調理を行う場合はこの要領の対象外とする。

### (施設基準の適用)

第3条 府条例第4条第2項の規定に基づき、食品衛生法施行細則（平成12年京都府規則第12号）別表第2の第1共通基準2、3(4)及び3(8)に掲げる基準を緩和し、適用する。

2 緩和する施設基準の要件は、次に掲げる事項を満たすものとする。

- (1) 共通基準2においては、作業場と営業者の居宅での調理を行う場所との兼用を認めるが、作業場は建具や器具等の配置、床面の色分け、境界の線引き等により食品の汚染が防止できるよう明確に分けられていること。
- (2) 共通基準3(4)においては、作業場の床、内壁は表面が平滑で、清掃しやすい構造であること。
- (3) 共通基準3(8)においては、定期的に水栓を消毒することで再汚染防止と読み替えるとともに、作業場内に従事者専用の流水受槽式の手指の洗浄設備を有しないときは、使用に便利な位置（例：洗面所）にある流水受槽式の手指の洗浄設備をもって代用を認めること。または、洗浄設備に手指消毒用資材を設置することで洗浄設備と手洗設備の共用を認めること。

### (許可申請の方法)

第4条 京都市食品衛生法等の施行に関する要綱第16条第4号による営業許可申請書の備考欄には、農家民宿等であること及び提供食数を記載するとともに、確認要領第4条による確認書の写しを求めること。

### (許可条件等)

第5条 許可の有効期間は5年とし、飲食物の提供は当該農家民宿等の宿泊者に限ることを条件とする。

### (講習会の受講)

第6条 食品衛生責任者は、京都市が指定する食品衛生に関する講習会を定期的受講するこ

と。

附 則

この要領は、平成27年3月25日から適用する。

この要領は、平成29年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から適用する。